

お客様各位

消費者庁からの措置命令に関するお詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、平成24年6月14日、消費者庁より不当景品類および不当表示防止法(景品表示法)第6条に基づく措置命令を受けました。

【措置命令の概要】

弊社は、平成21年9月から平成23年12月までに販売いたしました下記の弊社製電球形LEDランプ「シャイニングボール」6商品につき、弊社ウェブサイト上で「明るい！白熱球40W形相当」、「白熱球40Wの約1/9の消費電力で、白熱球のおよそ20倍の40,000時間もの設計寿命を持っています。」また「明るい！白熱球60W形相当」、「白熱球60Wの約1/9の消費電力で、白熱球のおよそ20倍の40,000時間もの設計寿命を持っています。」等と表示しておりましたが、いずれの製品も日本工業規格が定める一般照明用白熱電球の光束を下回っており、表示に記載されていた明るさがそれぞれ40W相当・60W相当の基準を満たしていなかったため、上記の事実を一般消費者に周知徹底する等の措置を講じるよう、命じられたものです。

今回の措置命令を真摯に受け止め、今後の再発防止のため一層の管理体制強化に努める所存でございますので、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本件により、ご愛顧いただいておりますお客様をはじめ、お取引先様、その他関係者の皆様に多大なるご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

平成24年6月14日
株式会社 光波

記

対象商品
品番

LED 電球 「シャイニングボール」

- ・ KLL4-100VNN-01
- ・ KLL4-100VNN-00
- ・ KLL4-100VLL-01
- ・ KLL4-100VLL-00
- ・ KLL4-100VMM-01
- ・ KLL4-100VMM-00

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 光波 営業本部 電話 03-5971-2670
受付時間 平日午前9時から午後5時